

平成 24 年 6 月 27 日

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 殿

中央社会保険医療協議会

二 号 委 員

鈴 木 邦 彦

(日本医師会常任理事・日本医師会推薦)

安 達 秀 樹

(京都府医師会副会長・日本医師会推薦)

嘉 山 孝 正

(全国医学部長病院長会議相談役・日本医師会推薦)

西 澤 寛 俊

(全日本病院協会会長・日本病院団体協議会推薦)

万 代 恭 嗣

(日本病院会常任理事・日本病院団体協議会推薦)

堀 憲 郎

(日本歯科医師会常務理事・日本歯科医師会推薦)

三 浦 洋 嗣

(日本薬剤師会常務理事・日本薬剤師会推薦)

専 門 委 員

福 井 トシ子

(日本看護協会常任理事・日本看護協会推薦)

北 村 善 明

(日本放射線技師会理事・日本放射線技師会推薦)

## 所管法人職員給与削減における医療人職員の取扱いに対する要望

政府は、平成 24 年 2 月に成立した「国家公務員の給与の削減特例に関する法律」に基づき、同年 5 月の閣議後の閣僚懇談会のなかで、独立行政法人や国立大学法人等の全職員に対する同様の給与削減（平均約 7.8%）を示し、給与削減相当額分を運営費交付金等から減額する方針を打ち出しました。

一方、平成 22 年度、平成 24 年度診療報酬改定は、病院勤務医等の負担軽減・処遇改善が重点課題に設定されて行われました。本日、私たちは、関係国立大学法人の学長、医学部長、附属病院長に対して、国家公務員の給与削減特例の適用は適用として、診療報酬改定の精神にありますように、医学部ならびに附属病院に勤務する医療人職員に対しては種々の工夫により処遇改善の手当てをして頂けるよう要望したところです。

貴省におかれましても、所管機関に対するご高配の程、何卒宜しくお願い申し上げます。